

意見公募（パブリックコメント）手続の実施結果について

| 案件名 | 登別市犯罪被害者等支援条例（案） | | |
|--|---|--|----|
| 意見の募集期間 | 令和7年4月23日（水）～令和7年5月22日（木） | | |
| 担当グループ | 市民生活部市民協働グループ | | |
| 意見提出者数 | 1者 | | |
| 意見件数 | 7件 | | |
| 提出された意見の概要と市の考え方 | | | |
| <p>【分類欄について】</p> <p>A：意見を案に反映したもの</p> <p>B：意見を既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>C：意見を今後の参考とするもの</p> <p>D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等</p> | | | |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 | 分類 |
| 1 | <p>精神的ショックや身体の不調と医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮について、民事裁判（和解や判決）でも賠償額や自主的な示談金額でも報われないことも多く感じます。</p> <p>加害者が無限責任を負えるわけでもなく、財政出動も無限ではありません。保険会社が賠償を肩代わりするとしても限定的です。</p> <p>これらの点について、法曹を交えた議論が必要ではないでしょうか。</p> | <p>犯罪被害者等に対する支援等については、犯罪被害者等基本法において、国、地方公共団体及び国民の責務を明記しています。</p> <p>市民の誰もが安全で安心して暮らすためには、万が一犯罪に遭遇した際に、直接の被害や再被害・二次的被害からの回復・軽減、また経済的な負担の軽減をはじめ再び平穏な生活を営むことができるための支援や関係機関との協力体制を整えておくことが必要となります。</p> <p>このことから、市として、法律の定める範囲において、犯罪被害者等の支援のための施策を行う姿勢を示し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民等や事業者に対して犯罪被害者等の存在やそれらへの支援について関心を喚起し、幅広い協力を促すことを通じて、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目指し、条例を制定するものです。</p> | D |
| 2 | <p>捜査や裁判の過程において、本人が望んでいないのに捜査等を進めて精神的・時間的に負担に思ってしまうことはないでしょうか。</p> <p>被害者が捜査拒否をした場合も執拗に捜査当局が協力を求める姿勢も問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>裁判所の判断が大きいと思いますが、過剰捜査とならないような条例制定も必要ではないのでしょうか。</p> | <p>地方自治法第14条において「地方公共団体は、その権限に属する事務について、法律に基づき、または法律の範囲内で条例を制定することができる」となっており、犯罪の捜査に関することは本市の権限に属する事務でないことから、本市が条例を制定することはできません。</p> | D |
| 3 | <p>周囲の人々によるうわさ話やマスコミの取材・報道による精神的被害について、報道機関は倫理規定を設けているが、一方で情報の発信をしない又は知る権利（憲法21条）に係る問題もあります。</p> <p>または、インターネットで情報共有発信をいざづらに規制することは、検閲になる可能性もあります。</p> <p>個人間での噂話にしても、真実を話すことと虚偽の事実を話すこととは違います。民事裁判でも難しい判断がされていることから複雑な問題でもあり、慎重な判断が必要ではないのでしょうか。</p> | <p>犯罪被害者等の周囲の人々による噂話等は犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調等の二次被害へつながる可能性があることから、市としても犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の名誉、平穏な生活への配慮の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じることを規定する予定です。</p> | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | <p>【6 市民等の責務】について どの様な方法で理解を深めるのか漠然としています。法体系も価値観、技術革新で昔とは大きく変貌している点もありますので、例えば「～する」などの記載をしてほしい。</p> | <p>犯罪被害者等への支援等には、市民等や事業者に対して犯罪被害者等の存在やそれらへの支援について関心を喚起し、幅広い協力を促すことが重要であると考えますので、条例（案）の関係規定をもとに効果的な広報周知等に努めてまいります。</p> | D |
| 5 | <p>【8 相談、情報の提供等】について 市に相談するにしても窓口がどこでどうなっているのかを明確化すべきではないか。 ・精神錯乱者が暴れてしまった場合、110/119通報をし、警察の臨場や消防（救急）の臨場まで発展するのか。精神障害者に対して、先日精神疾患の者に対して、医療機関が開催する勉強会で市（社会福祉部署）から回答してもらいましたが、警察なのか消防（救急車）なのかの判断基準を設けてもいいのではないかと。 ・インターネット「SNSや動画音声の投稿・配信、通販を用いたイタズラ注文等」が考えられますが、このような状況では、警察沙汰にすべきなのか、市民窓口の設置なのかを明確化すべきではないか。また、これらインターネットを用いた犯罪の場合、被害届や告訴、告発をしても突き返しがされたりし初動で警察が動かないこともあります。 ・警察沙汰になった場合にしても、検察が不起訴や嫌疑不十分、処分保留とした場合、被害者は泣き寝入りとならないか。この点を予防する上でも条例で、捜査機関と検察のあり方を規定をすべきではないか。</p> | <p>犯罪被害に関する相談等は、これまでも市民生活部市民協働グループの市民相談室において対応しておりますので、引き続き相談窓口の周知や、警察など関係機関等とも十分連携してまいります。 なお、地方自治法第14条において「地方公共団体は、その権限に属する事務について、法律に基づき、または法律の範囲内で条例を制定することができる」となっており、捜査機関と検察に関することは本市の権限に属する事務でないことから、本市が条例を制定することはできません。</p> | D |
| 6 | <p>【9 見舞金の支給】について 見舞金の原資を税として拠出することは犯罪者に対する利益供与になるのではないのでしょうか。 刑事裁判と民事裁判では性質が異なりますが、裁判で犯罪者から被害者に見舞金相当額を支払わせることができるよう条例で定めるべきではないのでしょうか。</p> | <p>見舞金は、凶らずも犯罪被害者等となった者に対する経済的負担軽減を図るための支援であり、再び平穏な生活を営むことができるための支援の1つであります。 なお、地方自治法第14条において「地方公共団体は、その権限に属する事務について、法律に基づき、または法律の範囲内で条例を制定することができる」となっており、裁判に関することは本市の権限に属する事務でないことから、本市が条例を制定することはできません。</p> | D |
| 7 | <p>【12 市民等への理解の促進】について 住民説明会や市ホームページ等での啓発、市施設での垂れ幕等の設置による啓発を想定していると思いますが、具体的な方針を示されたほうが良いのではないのでしょうか。</p> | <p>犯罪被害者等への支援等には、市民等や事業者に対して犯罪被害者等の存在やそれらへの支援について関心を喚起し、幅広い協力を促すことが重要であると考えますので、条例（案）の関係規定をもとに効果的な広報周知等に努めてまいります。</p> | D |